

**Q&Aは随時更新していきます。**

**(令和6年8月末現在)**

No.	分類	Q	A																	
1-1	対象者	中小企業者の定義を教えてください。	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者が該当します。具体的には以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種分類</th> <th colspan="2">以下のいずれかを満たすこと</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>②サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	以下のいずれかを満たすこと		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①卸売業	1億円以下	100人以下	②サービス業	5,000万円以下	100人以下	③小売業	5,000万円以下	50人以下	④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下
業種分類	以下のいずれかを満たすこと																			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																		
①卸売業	1億円以下	100人以下																		
②サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
③小売業	5,000万円以下	50人以下																		
④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下																		
1-2	対象者	対象となる法人の種類について教えてください。	<p>会社法上の「会社」が対象となります。また、士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められていることから、中小企業法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">会社法上の会社等</td> <td>株式会社</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> </tr> <tr> <td>合同会社</td> </tr> <tr> <td>有限会社</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">士業法人</td> <td>弁護士法に基づく弁護士法人</td> </tr> <tr> <td>公認会計士法に基づく監査法人</td> </tr> <tr> <td>税理士法に基づく税理士法人</td> </tr> <tr> <td>行政書士法に基づく行政書士法人</td> </tr> <tr> <td>司法書士法に基づく司法書士法人</td> </tr> <tr> <td>弁護士法に基づく特許業務法人</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人</td> </tr> </tbody> </table>	会社法上の会社等	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社	有限会社	士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人	公認会計士法に基づく監査法人	税理士法に基づく税理士法人	行政書士法に基づく行政書士法人	司法書士法に基づく司法書士法人	弁護士法に基づく特許業務法人	社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人	土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人		
会社法上の会社等	株式会社																			
	合名会社																			
	合資会社																			
	合同会社																			
	有限会社																			
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人																			
	公認会計士法に基づく監査法人																			
	税理士法に基づく税理士法人																			
	行政書士法に基づく行政書士法人																			
	司法書士法に基づく司法書士法人																			
	弁護士法に基づく特許業務法人																			
	社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人																			
	土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人																			

富里市創業・事業承継応援補助金 Q & A

No.	分類	Q	A																				
1-3	対象者	対象外となる法人の種類について教えてください。	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合等については対象外となります。																				
1-4	対象者	対象外となる業種について教えてください。	<p>日本基準産業分類に掲げるもののうち、下記の業種は対象外とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業・林業</td> <td>大分類Aに含まれるもの。ただし、例外もあるため詳細はお問合せください。</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>大分類Bに含まれるもの。</td> </tr> <tr> <td>金融業・保険業</td> <td>大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td>大分類Pの医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">右記のサービス業</td> <td>① 風俗営業・制風俗関連特殊営業法等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象になるもの</td> </tr> <tr> <td>② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>③ 芸芸業(細分類8094に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)(細分類7291に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)(細分類9299に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 易断所、観相業(細分類7999に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)</td> </tr> <tr> <td>⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の業種は平成25年10月改定「日本標準産業分類」になります。</p>	業種分類	備考	農業・林業	大分類Aに含まれるもの。ただし、例外もあるため詳細はお問合せください。	漁業	大分類Bに含まれるもの。	金融業・保険業	大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く	医療・福祉	大分類Pの医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)	右記のサービス業	① 風俗営業・制風俗関連特殊営業法等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象になるもの	② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)	③ 芸芸業(細分類8094に含まれるもの)	④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの)	⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)(細分類7291に含まれるもの)	⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)(細分類9299に含まれるもの)	⑦ 易断所、観相業(細分類7999に含まれるもの)	⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)	⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)
業種分類	備考																						
農業・林業	大分類Aに含まれるもの。ただし、例外もあるため詳細はお問合せください。																						
漁業	大分類Bに含まれるもの。																						
金融業・保険業	大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く																						
医療・福祉	大分類Pの医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)																						
右記のサービス業	① 風俗営業・制風俗関連特殊営業法等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象になるもの																						
	② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの)																						
	③ 芸芸業(細分類8094に含まれるもの)																						
	④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの)																						
	⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)(細分類7291に含まれるもの)																						
	⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)(細分類9299に含まれるもの)																						
	⑦ 易断所、観相業(細分類7999に含まれるもの)																						
	⑧ 宗教(中分類94に含まれるもの)																						
	⑨ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの)																						
1-5	対象者	対象外となる事業について教えてください。	風営法の許可又は届出を要する事業、フランチャイズ契約又はそれに類する契約に基づく事業等については対象外となります。																				

富里市創業・事業承継応援補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
1-6	対象者	個人事業者で、富里市内に住民登録がありますが、富里市外に開業予定です。対象になりますか。	対象外となります。
1-7	対象者	個人事業者ですが、申請の時点で富里市内に住民登録がないといけませんか。	申請時に富里市内に住民登録がある必要はありません。創業の日もしくは事業承継の日までに、富里市内に住民登録がある必要があります。
1-8	対象者	個人事業者が法人成りした場合は対象になりますか。	対象外となります。
1-9	対象者	法人で、富里市内に事業所を設置をしますが、代表者は富里市外に住民登録があります。対象になりますか。	対象となります。
1-10	対象者	特定創業支援等事業を修了しているとはどういうことですか。	「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が身につくように支援を行う事業であって、富里市においては、千葉県信用保証協会が実施する「創業スクール」と富里市商工会が実施する「とみさと創業支援セミナー」が当該事業となります。
1-11	対象者	補助金は必ずもらえますか。	補助金の申請は、補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付は毎年度予算の範囲内で行うこと、また補助金採択基準に基づき審査を行ったうえで交付決定をするため、審査の結果、補助金が交付できない場合もあります。
1-12	対象者	審査はどのようにして行うのですか。	市内で創業し、継続して事業を実施していただかねばなりません。そのため、特定創業支援等事業では、一カ月以上にわたり経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講座を受講し、経営指導員や中小企業診断士等のアドバイスを受けながら、創業計画書を作成していただきます。また、市においては、創業して継続して事業を実施できると認められたもののうち、①創業計画書の内容、②出店場所、③商工関係団体への参加、④市内経済循環への貢献・地域の魅力向上等を考慮し、交付決定をします。さらに、提出書類の内容を確認し、必要であれば現地調査、帳簿書類その他の物件を検査するなど審査を行い、その後、補助金交付の趣旨・目的を考慮の上、補助金の交付決定をします。
1-13	対象者	事業承継の対象者ですが、代表者変更は役員でも代表取締役として変更した場合も対象でしょうか？	対象となります。
1-14	対象者	現在サラリーマンです。副業で創業する場合でも、対象になりますか。	対象外となります。

富里市創業・事業承継応援補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
1-15	対象者	富里市内であれば、どこで創業しても良いですか。	事業所等の場所が関係する法令、条例及びその他の規則等を遵守していることが条件となります。また、営業をするに許認可が必要な業種は認可を受けているか確認をさせていただきます。
2-1	創業	創業とは何ですか。	事業を営んでいない個人が、所得税法に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合と、事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合のことです。
2-2	創業	創業の日とは何ですか。	個人事業者については、税務署に提出した個人事業の開業の日を、法人については、法人設立の日のことです。
2-3	創業	すでに創業（開業届提出済み、法人設立登記済み）していますが、補助の対象となりますか。	補助金申請日以降に創業する（開業届の提出ないし法人登記する）ことが条件になりますので、対象外となります。
2-4	創業	一度廃業した者が、事業を始めた場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、一度廃業した業種とは異なる業種であることが条件となります。また、当該補助金の交付を受けたことがある、及び補助金の不正受給を防ぐため、悪質で計画的なものは除き、前回の廃業から2年以上経っていることが条件となります。
3-1	事業承継	事業承継とは何ですか。	市内で事業を営んでいる者が、事業を継続させるため、別の者に事業をすべて承継する場合のことです。
3-2	事業承継	事業承継の日とは何ですか。	個人事業者の場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の開業日を、法人の場合は、代表者の変更日のことです。
3-3	事業承継	すでに事業承継（開業・廃業届済み、代表者変更済み）していますが、補助の対象となりますか。	補助金申請日以降に事業承継することが条件になりますので、対象外となります。
3-4	事業承継	事業承継をします。事業を開始するにあたって基本的な設備等はありませんが、対象経費はどのようなものになりますでしょうか？	事業承継後、新たに展開する事業に必要なとなる設備や広報費等が対象となります。事業計画等をみながら、総合的に判断させていただきます。

富里市創業・事業承継応援補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
4-1	補助対象経費	交付決定日より前に支払いをしたものについては補助の対象となりますか。	対象外となります。
4-2	補助対象経費	住居兼事務所の取扱いについてはどうなりますか。	住居兼用の店舗・事務所は、店舗・事務所専用部分が間仕切り等により物理的に区分されているなど、他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限り、店舗・事務所専用部分に係る部分のみ補助対象となります。
4-3	補助対象経費	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用する場合の賃料は補助対象となりますか。	三親等以内の親族については、対象外となります。
4-4	補助対象経費	クレジットカードでの支払いは対象となりますか。	対象となります。クレジットカードで支払いを行ったことを証する書類(請求明細等)を提出してください。
4-5	補助対象経費	国や県などの補助金と併用は可能ですか。	可能です。
4-6	補助対象経費	店舗の内装をDIYした場合の費用は対象となるか。	自作の場合の、壁紙は照明器具や木材などの材料も、改装費として対象となります。テープやねじなどの消耗品については、改装に必要な量だけは対象とします。ただし、工具などのツール(ドライバー、ハンマーなど)は対象外です。
4-7	補助対象経費	申請時に提出する見積もりはいつまで有効期間があればよいですか。	交付決定時に有効なものをご用意ください。
4-8	補助対象経費	設置費は設備費に含まれますか？	含まれます。ただし、搬入費、移送費、送料、組み立て費用は対象外。
4-9	補助対象経費	店舗等借り入れ費の店舗、事務所、工場、駐車場に係る敷金、礼金、保証料、仲介手数料は対象経費となりますか？	対象外です。
5-1	その他	補助金を取り消す場合はありますか。	補助金を取り消す場合があります。補助金で取得した財産は適切に管理してください。また、耐用年数内に処分等をする場合は、事前にご連絡ください。もし、不当な理由により財産処分を行った場合は、補助金を返還していただきます。
5-2	その他	補助金を受けとった後、何か必要な手続きはありますか。	補助金交付後は、市のホームページでご紹介し、創業支援に関する市の事業へご協力いただきます。
5-3	その他	実績報告はいつすれば良いですか。	補助金の申請を行った年度内に実績報告書に必要書類を添えて市へご提出ください。必要書類については、申請時に詳細をご案内します。